

- 流域治水を実践する計画・体制として、国・都道府県・市町村等の関係者の協働による遊水地等の整備、雨水貯留・浸透対策、浸水のおそれがある土地の利用等に関する計画を策定し実践する法的枠組「流域治水関連法」が令和3年11月1日に施行
- 特定都市河川への指定により本枠組を活用し、実効性のある対策を実施することにより、流域の治水安全度を向上

## 特定都市河川指定 全国の河川へ指定拡大

(国管理区間有：大臣指定、国管理区間無：知事指定)

## 流域水害対策協議会 計画策定・対策実施

構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

## 流域水害対策計画 策定

浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

### 特定都市河川法の制度・施策等

<制度・施策等の活用主体>

河川管理者等	都道府県
市町村	民間事業者・住民等

### 雨水浸透阻害行為の許可

- ・宅地等以外の土地で行う流出雨水量を増加させるおそれのある行為を許可制とする
- ・対象：公共・民間、一定規模（1,000m<sup>2</sup>※）以上 ※条例で基準強化が可能
- ・雨水貯留浸透施設の整備を義務付け



### ②浸水被害防止区域（浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定）

- ・指定権者：都道府県知事
- ・都市計画法上の原則開発禁止
- ・住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

### 雨水貯留浸透施設の整備

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
  - ・対象：民間事業者等が整備する施設
  - ・規模要件： $\geq 30m^3$  (条例で0.1-30m<sup>3</sup>の間で基準緩和が可能)
  - ・支援策：税制優遇、国庫補助（補助率1/2）、地方公共団体の管理協定制度
  - ・固定資産税の減税：課税標準を1/6-1/2の間で市町村の条例で定める割合に軽減（参酌標準1/3）

### ②国有地の無償貸付又は譲与

- ・流域水害対策計画に基づく施設を設置する地方公共団体に対し、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与が可能

### II 水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等

#### ①貯留機能保全区域（洪水等を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定）

- ・指定権者：都道府県知事等
- ・盛土等の行為の事前届出を義務化
- ・届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告が可能

# 特定都市河川の指定による流域治水の推進

特定都市河川は、市街化の進展や**自然の条件等**により河川の整備だけでは浸水被害を防止することが困難な河川について指定

## 市街化の進展

市街化の進展が著しく、  
土地の雨水浸透機能が  
低下している河川



地方部を含む  
全国の河川に拡大

## 自然の条件等

本川からのバックウォーターや  
接続先の河川への排水制限  
が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護、  
海面潮位等により河川の  
整備や排水が困難な河川



## ▶ 河川への雨水の流出増加の抑制

- 田畠等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付け
- ✓ 対象行為：公共・民間の1,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更 等

## ▶ 流域における貯留・浸透機能の向上（公共・民間）

- 流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え民間企業等**にも雨水貯留浸透施設の設置を進められるよう、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設

- ✓ 補助金の拡充：補助率の嵩上げ（補助率1/3⇒1/2）（R3.11～）
- ✓ 税制優遇：**固定資産税の課税標準を1/6-1/2** の間で軽減（参酌標準1/3）（R3.11～）

＜雨水貯留浸透施設の例＞



## ▶ 水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫

### ①貯留機能保全区域の指定

- 河川沿いの低地や農地等、その**土地が元々持つ雨水等を貯留する機能**を、土地所有者の同意を得た上で、将来にわたって保全する

- ✓ 指定権者：都道府県知事等
- ✓ 盛土等の行為の事前届出義務、届出内容に対し助言・勧告が可能



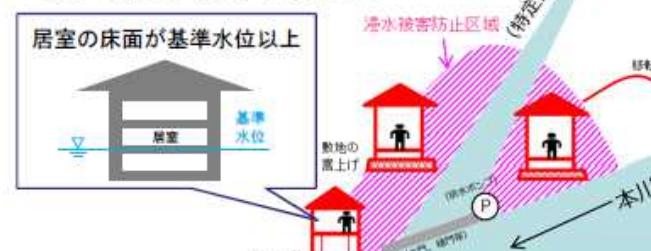
洪水等を貯留する機能を有する土地の例

### ②浸水被害防止区域の指定

- 浸水の常襲地帯など、水害の危険性が高い土地において**新たな住宅や要配慮者施設等を建築**する場合は**安全性を事前に確認**する
- 既存住宅について、**移転制度の活用**により**安全な土地への移転**が可能

- ✓ 指定権者：都道府県知事
- ✓ 住宅や要配慮者施設等の開発・建築行為を事前許可制とし、床面の高さと安全な構造を確保
- ✓ 都市計画法における**開発を原則禁止**（災害レッドゾーンに位置付け）

### 住宅・要配慮者施設等の 安全性を事前許可制とする



被災前に安全な土地への移転を推進  
(防災集団移転促進事業※ 等)



※住宅団地整備・  
住居の移転等の費用の  
約94%が国負担  
(地財措置含む)

被災前に浸水被害防止区域から  
安全な土地への移転が可能となる

# 流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(2/4)

令和4年度  
水管理・国土保全局関係  
予算概要(令和4年1月)  
より抜粋

- 本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

## 特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業) の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

&lt;交付金事業※1&gt;

&lt;個別補助事業&gt;

流域治水対策河川事業

総合治水対策特定河川事業

総合内水対策緊急事業

河川・下水道一体型豪雨対策事業

調節池整備事業

個別補助事業  
への移行

事業間連携河川事業※2

大規模特定河川事業※2

事業の  
一部切り出し

特定都市河川浸水被害対策推進事業

	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者 等
国庫補助率	1/2 (個別補助事業) ⇒ 1/2(個別補助事業)	1/3(通常)

※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある

※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

## 流域治水整備事業(国直轄事業)の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

総合治水対策特定河川事業※3

総合内水緊急対策事業※3

土地利用一体型水防災事業※3

事業の発展的統合

流域治水整備事業

※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



※4：雨水貯留浸透施設の整備（R3年度に制度拡充）

実施主体：市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率：1/2

その他支援：民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税

(課税標準を1/6～1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする)